

広域情報

新型コロナウイルス感染症に関するアイルランド・イスラエル及びブラジル(アマゾナス州)に対する新たな水際対策措置

2021年2月2日(火)

<ポイント>

●2月2日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。

https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_20210202_01.pdf

●本件措置の主な点をお知らせ致しますので、アイルランド・イスラエル及びブラジル(アマゾナス州)からの日本への帰国等の際には、御留意いただくとともに、最新の情報を御確認ください。

<本文>

2月2日、日本においてアイルランド・イスラエル及びブラジル(アマゾナス州)に対する新たな水際対策措置が決定されました。本件措置の主な点は以下のとおりです。

●これまで英国及び南アフリカ共和国の2か国を指定してきた「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」に、新たに以下の3つの国・地域を指定します。

- (1)アイルランド
- (2)イスラエル
- (3)ブラジル(アマゾナス州)

●上記3か国・地域からのすべての入国者及び帰国者については、これまでは自宅等で入国後14日間の待機をしていただいていたところですが、今後は、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととなります。その上で、陰性と判定された方については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の残りの期間を、自宅等で待機していただくこととなります。

●本措置はアイルランド・イスラエル及びブラジル(アマゾナス州)からの入国者に対する措置であり、これら3か国・地域以外の国・地域についてはこれまでの水際措置に変更ありません。

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページ
(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)を御確認ください。

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

(問い合わせ窓口)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

日本国内から:0120-565-653

海外から:+81-3-3595-2176(日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

○出入国在留管理庁(入国拒否、日本への再入国)

電話:(代表)03-3580-4111(内線 4446、4447)

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話:0570-011000(ナビダイヤル:案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。)一部のIP電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)